

広島県告示第六十四号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第六十七条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものを次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第六十七条第一項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）とする。